



航空連合NEWS

発行：航空連合／発行人：酒井 雄介 〒144-0041 東京都大田区羽田空港1-6-5 第5総合ビル5階 TEL (03) 5708-7161 FAX (03) 5708-7163

雇用調整助成金の特例措置期限が年度末まで延長！ ～航空連合の要望が反映される！～

11月19日（金）、厚生労働省より、12月末に期限を迎える新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金の特例措置について、令和4年3月まで延長することが示されました。今回の発表では、原則的な措置については1日当たりの助成金の上限額を、同年1月から段階的に引き下げることが示されましたが、特に業況が厳しい企業（※）に対する特例措置については、3月までは現行どおりとされています。

航空連合は、これまで航空関連産業で働く者の立場から、産業の存続と雇用の維持に向けて、厚生労働省に対して精力的に要請を行ってきました。今後も引き続き、産業の存続に向けて取り組みを強化していきます。

※生産指標（売上等）が最近3か月の月平均で前年または前々年の同期比30%以上減少した企業。

航空連合の要請内容	これまでの成果
<p>【産業の存続】 公租公課の軽減・減免 資金繰りへの支援 航空・観光需要の早期回復</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公租公課の支払い猶予（上期分） ・着陸料等の引き下げ（令和2年度下期分） ・公租公課の減免 →令和3年度分、約1,200億円の減免 ・日本政策投資銀行の危機対応融資 ・Go To トラベルキャンペーン（現在停止中）
<p>【雇用の確保】 雇用調整助成金の制度拡充</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用調整助成金特例措置の適用（対象企業・上限額・補助率引き上げ等） ・<u>適用期間延長（4回目・令和4年3月末まで）</u> <div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">今回の対応</div>



航空連合ビジョン

いつの時代も社会から必要とされ、働く仲間がやりがいを感じ、誇りをもって働ける産業